

市会運営委員会行政視察概要

1 視察月日 令和6年1月18日（木）～1月19日（金）

2 視察先及び視察事項

（1）福岡県北九州市

ア 議会運営等について

イ 議会活性化の取組について

（2）大分県大分市

ア 議会運営等について

イ 議会活性化の取組について

3 視察委員

委員長	大	桑	正	貴
副委員長	望	月	康	弘
委員	青	木	亮	祐
同	黒	川		勝
同	高	橋	のりみ	
同	伏	見	幸	枝
同	山	田	一	誠
同	横	山	勇	太朗
同	木	内	秀	一
同	竹野内			猛
同	藤	崎	浩	太郎
同	田	中	紳	一
同	山	田	桂	一郎
同	み	わ	智	恵美

視察概要

1 視察先

福岡県北九州市

2 視察月日

1月18日（木）

3 対応者

市議会事務局次長（受け入れ挨拶）

市議会事務局議事課長（説明）

市議会事務局政務調査課長（説明）

4 視察内容

（1）議会運営等について

ア 議員数

議員定数は57人

イ 議会運営委員会

議会運営委員会の委員定数は8人であり、5人以上の所属議員を有する会派から、各会派に所属する議員数5人につき1人の比率により選出している。なお、会派所属議員数15人以上の場合は、3人を定限としている。

ウ 本会議における質疑・質問

北九州市議会における本会議の発言方法について、当初予算を審議する2月定例会における代表質疑は、発言順序を大会派順としており、5人以上の会派は各1人発言することができる。なお、発言時間は1会派90分以内としている。

それ以外の6月・9月・12月定例会は会派質疑としており、大会派順に1会派60分以内で発言を認めている。なお、発言者枠は、5人以上の会派は各2人以内とし、4人以下の会派（無所属含む）には発言を認めていない。

また、全ての定例会共通で、議員1人の年間の一般質疑及び一般質問の発言時間を答弁含め90分とし、所属議員数に応じた発言時間を付与している。例えば、2人会派であれば、90分×2人分である180分を年間の発言時間として運用することができる。大会派の場合、会派に付与される発言時間が膨大となるため、各定例会におけ

る一般質疑及び一般質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言枠数に上限を定めている。

エ 予算・決算審査

予算及び決算については、本会議における質疑終了後、全議員で構成する特別委員会を設置して審査を行っている。委員会における役職は、所属議員5人以上の会派に大会派順で輪番制により割り当てている。

実際の審査にあたっては、予算・決算特別委員の初委員会において、3つの分科会を設置することが決定され、それぞれの分科会で主査及び副主査が選任されている。分科会は3つの組織で構成され、第1分科会は総務財政・経済港湾、第2分科会は教育文化・保健福祉、第3分科会は環境水道・建設建築の審査を行っている。

局別審査及び市長質疑では会派持ち時間制を採用しており、各会派の持ち時間は答弁の時間を含めて以下のとおりである。

○局別審査：会派持ち時間＝10分＋5分×会派所属議員数

（1人会派又は無所属議員は10分）

○市長質疑：各分科会はおおむね2時間であり、3人以下の会派は360分÷議員定数、4人以上の会派持ち時間は、120分－所属議員3人以下の会派の持ち時間の合計÷所属議員4人以上の会派数

オ 請願・陳情

陳情についても、請願と同じように委員会に付託し審査を行っている。しかしながら、趣旨が明らかでないものや、法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの、市の公益に関する内容と認められないもの等については、委員会審査の対象として取り扱わないこととし、このような陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知している。

(2) 議会活性化の取組について

ア 北九州市議会基本条例の見直し

北九州市議会基本条例第25条において、「議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う」と規定している。条例施行から8年が経過し、検証・見直しを行うべき時期に来ているとの考えから、この規定に基づき、令和元年6月に議会基本条例検証委員会を設置し、議会基本条例の見直しを検討することとなった。

令和元年7月の準備会を経て、令和元年10月から令和2年9月にかけて、計6回の委員会と9回の事前協議を重ね、精力的に評価・検証作業を行った。

評価・検証の結果、2項目で条文改正の必要あり、1項目で条文追加の必要ありとの結論が出され、改正が行われることとなった。その内容としては以下のとおりである。

○議会の役割及び活動原則（第2条第1項第3号）

議会の政策立案及び政策提言機能をさらに強化するため、市政に資する他都市の先進事例等の調査を積極的に行う旨を明確にする。

○災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備（第5条の2）

大規模災害や感染症をはじめとする健康危機など、様々な機器への対応等に当たり、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の安全と安心を確保する決意や、体制を整備することを明確にする。

○議会活動の報告等（第14条）

近年の情報伝達手段の発達に伴い、議会活動について市民に報告する手段もホームページやSNSなど多様化していることから、報告手段を議会報告会の開催のみに限定せず、多様な手段による積極的な市民への議会報告を行うことを明確にする。

イ 議会改革協議会の取組について

常設の会議体ではないものの、平成9年に発足した議会改革懇話会以降、検討会の名称を変えながらほぼ毎年議会改革に関する会議体を設置し、協議を行っている。特定のカテゴリーにこだわることなく、様々な観点から議会改革に関する協議を行い、その都度新たな運用を決定している。

近年の取組のうち象徴的なものとしては、カフェトークin北九州～議員とまちを語ろう～が挙げられる。これは、市民に市議会をもっと身近に感じてもらうため、北九州市の課題をテーマとした市民と市議会議員とのトークイベントとなっている。

議会のデジタル化を進める取組としては、タブレット端末の導入及び端末用の予備モバイルバッテリーの配備を行い、完全ペーパーレス化の取組を継続的に進めている。

(3) 質疑概要

- Q 予算・決算審査における分科会が第1から第3分科会まで設置され、全議員がいずれかの分科会に所属して審査が行われているが、所属していない分科会を議員が傍聴することは可能か。
- A 3つの分科会は同時刻に開始されるため、基本的には傍聴できない。例えば、所属する分科会が早く終わり、他の分科会がまだ開会されている場合については、傍聴が可能である。市長質疑の日については、それぞれの分科会の時間が分かれて開催されるため、傍聴が可能である。
- Q 本会議の質問形式はどのようなものか。また、答弁込みの持ち時間であるが、どのような調整で時間計算がされているのか。
- A 第一質問を行うときは一括質疑で行うこととしているが、第二質問を行う際は、一問一答方式・一括質疑のどちらでも選択可能である。質問時間の調整については、持ち時間及び質問の項目数等によって、第一質問の時間はある程度見通しがつくため、第二質問の時間をある程度確保できるよう、答弁時間を調節している。
- Q 議会改革協議会はどのような構成で運営されているのか。
- A 5人以上の会派から各2名ずつ選出され、現在は8名で運営されている。
- Q 議会改革協議会における協議事項はどのような方法で提案されているのか。
- A 協議が必要であると議員が判断して提案する事例もあれば、他都市の先進事例や社会的な注目度が高い分野について事務局が情報を収集し、議員に提案することで改革へと結びついている事例もある。
- Q 小学生の社会科見学では、どのような企画をしているのか。
- A 議事堂の見学はもちろんのこと、模擬投票などを通じて議会への関心を深める働きかけをしている。
- Q 模擬投票ではどのようなことを題材にしているのか。
- 一例として、給食の食べ残しが多いという課題を踏まえて、議会事務局の職員3名がそれぞれの対策案を説明し、投票してもらったことがある。
- Q 導入されたタブレット端末は議会予算で購入されているのか。
- A 議会予算を使い、5年のリース契約で導入している。任期をまたぐため、再選されなかった議員などについては返却してもらい、新たに当選された議員へ端末を引き継ぐこととしている。

Q タブレット端末の導入により、ペーパーレス化が実現したのか。

A 令和元年にタブレット端末が導入され、令和3年には完全ペーパーレス化が実現している。行政当局に先んじて議会側がタブレットの導入を進めており、当初は、財政部局からタブレットの経費削減に関する導入効果を明確にするよう求められた。完全ペーパーレス化の実現に当たり、単年度ベースで導入前に比べて4,251千円の経費削減につながっている。（導入による経費削減8,415千円（ペーパーレス化4,713千円、公設FAX廃止3,702千円）に対し、導入運用経費4,164千円）

Q 初回導入から2年後の完全ペーパーレス化は、あらかじめ定められた目標だったのか。結果として2年間だったのか。

A 厳密に言うとは導入から1年半後にペーパーレス化が実現することになるが、これは導入した際に、あらかじめ議員・事務局の間で明確に目標を立てた上で実現している。実現までの間は、紙配付とデータ配付を併用して運用していた。

Q タブレットやアプリケーションはどのようなものを導入しているのか。

A タブレットはiPad Proをリースで導入し、資料閲覧のアプリケーションはSideBooksを導入している。

Q 議会改革協議会の議事録は公開されているのか。

A 議事録としては会議要旨という体裁で公開しており、扱われた資料についても公開している。



北九州市議会にて説明聴取



北九州市議会本会議場にて

視察概要

1 視察先

大分県大分市

2 視察月日

1月19日（金）

3 対応者

市議会議長（受け入れ挨拶）

市議会議員（説明）

市議会議員（説明）

市議会議員（説明）

市議会事務局議事課グループリーダー（説明）

市議会事務局議事課政策調査室担当（説明）

4 視察内容

（1）議会運営等について

ア 議員数

議員定数は44人

イ 議会運営委員会

議会運営委員会の委員は、任期が2年、定数を11人以内としており、現在は7人の構成となっている。所属議員4人以上の会派から代表される議員で構成し、各会派からは、会派所属議員数を4で割った値の人数が選出される。

ウ 本会議における質疑・質問

当初予算を審議する定例会では、所属議員数4人以上の会派の代表1人が代表質問を行うことができ、発言時間は、答弁を含め120分以内としている。所属議員数が3人以下の会派については、代表者1人が総括質問を行うことができ、発言時間は答弁を含め90分以内としている。その他、一般質問と議案に対する質疑を同時に毎定例会行うこととし、その時間は答弁を含め60分以内としている。

発言回数については、代表・総括質問は3回以内とし、一般質問の回数制限は設けていない。

エ 予算・決算審査

予算に関しては特別委員会を設けておらず、各常任委員会に分割

付託し、審査日数は通常2, 3日間程度である。一般会計歳入については総務常任委員会に付託され、一般会計の歳出や特別会計、公共下水道事業会計、水道事業会計は各所管常任委員会に付託している。

決算に関しては、第3回定例会において決算審査特別委員会を設置し、付託している。分科会（総務・厚生・文教・建設・経済環境の5分科会）及び全体会の審査を経て、定例会最終日に議決する。

オ 請願・陳情

市内に住所等を有する者から提出された市の事務に関し施策を求める陳情書等は、請願に適合するものとして本会議に上程、委員会付託し、それ以外のものは、議長が供覧の上、議員に配付している。

(2) 議会活性化の取組について

ア 大分市議会活性化推進会議

大分市議会活性化推進会議の所管事項は以下のとおり。

○条例の趣旨に基づく議会運営等の確保に係る状況の確認に関すること。

○議会の改革に関すること。

○議会が行う活動に市民が参加できる機会の確保に関すること。

○その他活性化会議の目的達成に必要な事項

議会活性化推進会議の定数は、議会運営委員会の委員の定数の例により算出した委員の数及びその所属する議員の数が4人未満である会派の数を合計した数に、議長及び副議長の数を加えた数としている。また、委員は議会運営委員会の委員の選任の例により各会派の推薦を受けて選出している。ただし、その所属する議員の数が4人未満である会派については、それぞれ1人を当該会派の推薦を受けて委員に選出することとしている。

議会活性化推進会議の具体的な取組として、議会基本条例の検証のほか、若年層との意見交換会、若年層に特化した議会モニター制度、議員政策研究会、市民意見交換会などを実施している。

若年層との意見交換会では、毎年、市内の高校、短大を含む大学、専門学校各1校以上に議員が出向き、意見交換を実施している。

若年層に特化した議会モニター制度は、令和3年から開始した新しい取組で、毎年度20人前後の学生が議会の傍聴し、モニタリングを行っている。

議員政策研究会では市民本位の立場で会派を超えた政策研究に取

り組むことを目的に、平成20年の議会基本条例制定以降、議員全員が参加し、政策条例・政策提言を作り続けている。

市民意見交換会では、毎年、議員全員が手分けして市内13か所の地区公民館等に出向き、市民と直接意見交換をしている。

(3) 質疑概要

Q 本会議における質問はどのような形式か。

A 一問一答方式、分割方式、総括方式いずれも選択可能であるが、8割近い議員が一問一答方式を選択している。

Q 若年層と関わりを持つ活動を始めたのは、そもそもどういった狙いがあったのか。

A 元々の狙いとしては、若年層の投票率のアップを図りたいというものであった。しかしながら、投票率は下がり続けているため、少しでも議員と接触する機会を多く持てるように、若年層との意見交換会やモニタリング制度を導入した。

Q 若年層に特化した議会モニター制度の活動を踏まえ、議会運営に反映された点はあるか。

A 本会議の休憩時間の際、インターネット中継の画面に本会議の再開時刻を表示することとなった。今後の取組としては、本会議や委員会等を見てもらうだけではなく、議会として課題等をあらかじめ抽出し、それを学生に提示した上で意見をもらうといった方式を検討している。

Q 若年層に特化した議会モニター制度では、どのように参加者を募集しているのか。

A 学校に直接働きかけ、学部などの条件をつけずに参加募集を行っている。その他、若年層との意見交換会で関わりを持っている大学のゼミから参加者を募っている。

Q 若年層に特化した議会モニター制度の予算はどのようになっているのか。また、出席した学生からは感想などをもらっているのか。

A 予算は一切かけていない。学生には全て手弁当で参加してもらい、議員が出向く際の交通費なども自費で負担している。出席した学生からは、感想や議会における今後の改善点等をレポートで提出してもらうようにしている。

Q 若年層から、議会に関するのではなく、政策に関する感想や意見が出ることもあるのか。

A 政策に関する意見はほとんど出ない。議会活動だけではなく、市

の政策にも興味を持ってもらい、様々な意見を出してもらおうことが今後の課題と考えている。

Q 若年層との意見交換会は、特定の議員が学校へ出張して活動を行っているのか。

A 特定の議員に縛られることなく、手挙げ制で参加者を募っている。地元出身の議員が多いため、自身が卒業した学校へ出向くといった例もある。

Q 若年層への広報として、SNSの活用は進んでいるか。

A SNSの活用は有効であると考えているが、現状は各議員が個人的に発信しているものにとどまっている。

Q 市民意見交換会の際は、出席議員をどのように選出して活動しているのか。

A 各常任委員会及び議会活性化推進会議から必ず1名選出し、活動を行っている。

Q 議会活性化推進会議では、どのようにテーマ設定を行っているのか。

A 2年の任期のため、前任期で積み残しとなった課題を引き継ぐ形で協議を行っている。また、任期の初めに各会派から協議事項を募り、新たなテーマとして協議を行っている。

Q 議会活性化推進会議の設置自体は、議会基本条例の中に明記されているのか。もしくは、議会基本条例に沿った活動を行う中で、こうした会議体が求められて設置されたのか。

A 議会基本条例の中で、議会活性化推進会議の設置が明記されている。しかしながら、具体的にどのような活動を行うかは条例の中では決めておらず、設置された後にどのような活動を行うか検討していった。

Q 議会活性化推進会議に参加できない無所属議員などは、協議事項に対する意見などを発出する機会はないのか。

A 協議事項ごとに、会議に参加できていない無所属議員などに対して意見募集という形で書類を提出してもらい、機会損失がないような仕組みづくりにしている。

Q 議会活性化推進会議における検討を踏まえ、自由討議が導入されているが、どのように行われているのか。

A 委員会の中で、議員間で討議を行うことを目的として導入している。しかしながら、実施された回数は少なく、実施されたとしても

活発な討議になっているとはなかなか言えない状況である。

Q 議員政策研究会がつくった大分市若者応援条例とはどのような内容になっているのか。

A 若者の活躍推進に関する基本的事項を定めて、若者の成長や社会参画を促進し、若者の持つ活力が循環するまちの実現を図るための条例となっている。また、大分市は大学進学・卒業のタイミングで市外へととても多くの人口が流出しており、それに歯止めをかけるという狙いもある。制定に当たってはプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトチーム会議を計26回、専門の講師を招いた全体研修会を2回、パブリックコメントの実施や他都市の視察も行うなど、議会としても力を入れて制定に当たっている。令和4年に条例が制定されたということもあり、具体的な施策の推進は今後ということになるが、議員政策研究会の象徴的な取組成果となっている。

Q 議員政策研究会を発端として制定される条例は、どのようなプロセスで検討されていくのか。

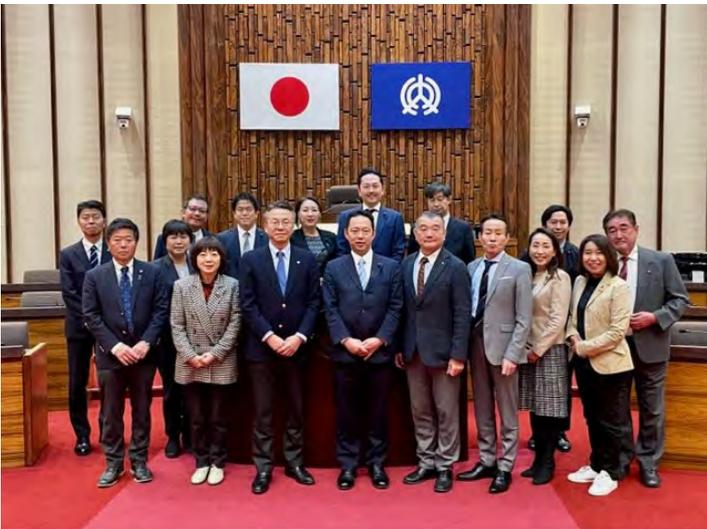
A 各会派や議員個人に対し、策定したい提言や条例について募集を行い、提出された内容を会派の代表者会議で共有する。その際に、提案者がその趣旨についてプレゼンテーションを行ったのち、投票を行い、今後協議を行う内容を決定する。代表者会議であるため、各会派1人のみの出席となっており、投票において大会派が有利となることはない。今後協議を行う内容が決定し、議員政策研究会へその内容が提出され、具体的な条例策定や行政当局への提言に向けて協議されていくことになる。最終的には必ず全会一致なるよう、綿密に協議を行っていく。

Q 大分市議会防災会議とはどのような組織なのか。

A 大分市を7つの地域に分割し、地域ごとに防災会議を組織して、その地域に居住している議員で構成している。日頃から地域を見守ったり、消防団と意見交換をする機会を設けている。大規模災害が発生したときは、市が設置する大分市災害対策本部と連携をとり、災害情報を共有し、各地区の減災に努めている。



大分市議会にて説明聴取



大分市議会議員と大分市議会本会議場にて